

後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書

宮城県後期高齢者医療広域連合長あて

申請者住所

申請者氏名

被保険者との関係

宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて後期高齢者医療保険料の徴収猶予を申請します。

記

1 被保険者等

氏名カナ			
氏名			
住所			
被保険者番号		電話番号	
世帯主氏名			
世帯主住所			

2 保険料の額等

納期	保険料額	徴収猶予期間	備考
合計			

3 申請理由

(裏面)

添付書類

条例第17条第1項第1号に該当の場合	(1) 納付義務者(①被保険者・②世帯主・③被保険者の配偶者)に係る申請年度の所得証明書。ただし当該証明書に代え、市町村電算システム等の「所得・課税データ等の出力様式」をもって代替書類とすることができるものとする。 (2) 住宅・家財等の災害直前の時価、所有者等を確認できる書類(固定資産課税証明書又は不動産鑑定証書など) (3) 罹災証明書等災害状況の確認ができる書類 (4) (家屋・家財等)災害補償費関係書類 (5) 申請年の所得状況等申告書など広域連合又は市町村が指示する資料
条例第17条第1項第2号に該当の場合	(1) 納付義務者(①被保険者・②世帯主・③被保険者の配偶者)に係る申請年度の所得証明書。ただし当該証明書に代え、市町村電算システム等の「所得・課税データ等の出力様式」をもって代替書類とすることができるものとする。 (2) 給与・賃金支払証明書等収入状況が確認できる書類 (3) 1 死亡の場合 戸籍(又は除籍)謄本等事実確認ができる書類 2 障害の場合 障害者手帳(3級以上)。なお1・2級で障害年金を受給する場合、障害年金証書 3 長期入院 診断書等入院期間がわかる書類 (4) (3)の生命保険等補償費関係書類 (5) 預貯金通帳(世帯員全員の全ての通帳を検認。写し添付。) (6) 申請年の所得状況等申告書など広域連合又は市町村が指示する資料
条例第17条第1項第3号に該当の場合	(1) 納付義務者(①被保険者・②世帯主・③被保険者の配偶者)に係る申請年度の所得証明書。ただし、当該証明書に代え、市町村電算システム等の「所得・課税データ等の出力様式」をもって代替書類とすることができるものとする。 (2) 給与・賃金支払証明書等収入状況が確認できる書類 (3) 1 事業・業務休廃止の場合 休、廃業届 2 事業・業務の損失の場合 当該損失を証明する書類 3 失業の場合 離職証明書(世帯主又は被保険者の配偶者が解雇となり、その者が65歳未満の場合、雇用保険受給資格者証) (4) (3)の事業保険等補償費関係書類又は雇用保険受給資格者証 (5) 預貯金通帳(世帯員全員の全ての通帳を検認。写し添付。) (6) 申請年の所得状況等申告書など広域連合又は市町村が指示する資料
条例第18条第2項による場合	(1) 納付義務者(①被保険者・②世帯主・③被保険者の配偶者)に係る申請年度の所得証明書。ただし、当該証明書に代え、市町村電算システム等の「所得・課税データ等の出力様式」をもって代替書類とすることができるものとする。 (2) 給与・賃金支払証明書等収入状況が確認できる書類 (3) 1 拘禁・収監証明書 2 搜索願等(失踪・行方不明者等の場合) 3 生活保護開始決定通知書 (4) 預貯金通帳(世帯員全員の全ての通帳を検認。写し添付。) (5) 申請年の所得状況等申告書など広域連合又は市町村が指示する資料

[上表の収入・所得及び預貯金等資産に係る添付書類については、保険料の納付義務者(被保険者・世帯主・被保険者の配偶者)のほか、同居家族全員分を添付すること。

* 上記添付書類のほか広域連合又は市町村が必要と認めるその他資料の添付を求めた場合、申請者及び被保険者はその他資料の添付を行うものとする。